

(1) 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が10万円引き下げられます。
- ・控除の上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円から**850万円**に、上限額が220万円から**195万円**に引き下げられます。なお、子育て世帯等には負担が生じないように、新たに「所得金額調整控除」が創設されます。

給与等の収入金額 (合計) 円 ㉑

㉑の金額	給与所得の金額	㉑の金額	給与所得の金額	
550,999 円以下	0円	1,628,000 円～1,799,999 円	㉑÷4の金額 (千円未満切捨て)	㉒×2.4+100,000 円 円
551,000 円～1,618,999 円	㉑-550,000 円 円	1,800,000 円～3,599,999 円	↓	㉒×2.8- 80,000 円 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000円	3,600,000 円～6,599,999 円		㉒ _____, 000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000円	6,600,000 円～8,499,999 円	㉑×0.9-1,100,000円 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000円	8,500,000 円超	㉑-1,950,000円 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000円		(1円未満切捨て)	

【計算例】：給与等の収入金額㉑3,250,680円の場合

$$\text{㉑} 3,250,680 \text{円} \div 4 = 812,670 \text{円} \rightarrow \text{㉒}: 812,000 \text{円 (千円未満切捨て)}$$

$$\text{㉒} 812,000 \text{円} \times 2.8 - 80,000 \text{円} = \mathbf{2,193,600 \text{円 (給与所得金額)}}$$

(2) 所得金額調整控除の創設

1. 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者のうち、子育てや介護世帯への措置として、次のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除額が差し引かれます。

〔該当要件〕

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する

①所得金額調整控除額

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額} - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

